

食安輸発0701第3号
平成25年7月1日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

韓国産二枚貝の取扱いについて

標記については、平成24年7月6日付け食安輸発0706第1号、平成24年7月25日付け食安輸発0725第2号及び平成24年12月28日付け食安輸発1228第5号にて通知したところ
です。

今般、韓国政府による改善措置が講じられたことから、1、2号海域で採捕された二枚貝及びその加工品に対する輸入自粛措置を解除し、今後にあつては下記により対応することとするので、御了知の上、関係者への周知方よろしく申し上げます。

また、平成24年7月6日付け食安輸発0706第1号、平成24年7月25日付け食安輸発0725第2号及び平成24年12月28日付け食安輸発1228第5号を廃止します。

記

1. 対象食品及び検査項目

対象食品	検査項目	成分規格 (微生物規格)	ノロ ウイルス	現品確認 (官能検査)
冷凍食品	生食用又は無加熱摂取する二枚貝	○	○	
	その他の二枚貝	○		
冷凍した二枚貝（冷凍食品を除く。加工品を含む。）				○
活又は冷蔵（加工品を含む。）した生食用二枚貝			○	
上記以外の二枚貝（加工品を含む。）				○

2. 検査実施方法

(1) 成分規格（微生物規格）

1号海域及び2号海域については、輸入の都度、モニタリング検査を実施すること。

なお、その他の海域については、平成25年度輸入食品等モニタリング計画に基づき実施すること。

(2) ノロウイルス

1号海域及び2号海域については、輸入の都度、モニタリング検査を実施すること。

なお、その他の海域については、平成25年度輸入食品等モニタリング計画に基づき実施すること。

(3) 現品確認（官能検査）

1号海域及び2号海域については、本通知以降の初回時の輸入届出について実施すること。